

設備ご利用の際は、当規定にご同意いただいた事とします。お客様皆様にトラブル無くご利用いただく為に、下記規定をご確認いただけますよう、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

設備利用規定

- 1、各常設機器の配線変更、取り外し、追加、及び設定変更、移動は厳禁とします。
(マイク、スピーカーの音量調節を除く。)
- 2、上記に反し、通常の動作が出来なくなった場合、弊社スタッフによるその場での機器修繕作業は行っておりません。

—ご注意—

※当会議室内、A 会議室天井常設プロジェクター、電動昇降型スクリーン、及び音響設備は、タッチパネルによるコンピュータープログラム一括操作のシステムとなっております。その為、設定変更及び配線変更等により、何れかの設備に作動エラーが発生した場合、他の機器も作動不可になります。その場合、専門業者によるプログラム再入力の復旧作業が必須となり、弊社スタッフによるその場での復旧は不可能となりますのでご注意ください。

- 3、配線又は仕様を変更し、通常の動作ができなくなった場合、次の時間帯のお客様が被った損害（利用中止又は急遽他の会場手配による利用料等）、及び当貸会議室のご予約キャンセル、代替品レンタル料、機材修繕時の業者出張費等、弊社（池田エンタープライズ株）が被った損害は、配線変更及び仕様変更を行ったお客様の実費にてご負担いただきます。
- 4、持込み機器の配線を、常設機器操作卓内各機器へ接続する事を厳禁とします。（当会議室常設のプロジェクター用モニターケーブルとお客様お持込みの PC を接続する場合を除く。）
- 5、持ち込み機材の動作環境については一切保障しておりません。
- 6、プロジェクター等、会議室内常設機器の設定変更を厳禁とします。前記に反し設定を変更し、通常の動作ができなくなった場合、次の時間帯にご予約のお客様からの損害請求は、設定を変更したお客様の実費にてご負担いただく事とします。
- 7、プロジェクターへのケーブルを PC に接続する場合、同時に接続可能な台数は 2

台迄（HDMI と VGA15 ピン接続）となります。同時にスクリーン投影する事は不可となります。

8、無線 LAN ルーターをご利用の場合は、LAN 接続利用規定にご同意いただいた事といたしますので、必ず規定のご確認をお願いいたします。

以上